

国立大学法人富山大学職員災害補償規則

平成17年10月1日制定

平成24年3月6日改正

平成26年9月29日改正

（目的）

第1条 この規則は、職員が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）に規定する災害補償の事由（以下「業務上の事由」という。）により負傷、疾病、障害、又は死亡（以下「身体の障害等」という。）を被ったとき、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定める。

（業務上災害補償）

第2条 大学は、職員が業務上の事由により身体の障害等を被ったとき、当該職員又はその遺族に対し法定外補償を行う。

2 前項に定める身体の障害等であっても、その原因が次の各号の一に該当するときは、この規定を適用しない。

- (1) 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによるとき
- (2) 職員が法令に定められた運転資格を持たないで運転、又は泥酔運転若しくは無免許運転の間に発生した事故によるとき
- (3) 職員の故意の犯罪行為によるとき
- (4) 地震若しくは噴火、またはこれらによる津波によるとき
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき
- (7) 風土病又は職業性疾病によるとき

（通勤災害補償）

第3条 大学は職員が労災保険法上の通勤災害により身体の障害等を被ったとき、これを業務上の事由による身体の障害等に準ずるものとして取扱い、当該職員又はその遺族に対し法定外補償を行う。

（補償の内容）

第4条 この規則により行う法定外補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 障害特別援護補償
- (2) 遺族特別援護補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は、別表に定める。

(補償適用対象者)

第5条 この規則の適用対象者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 職員（国立大学法人富山大学職員就業規則第2条に定める職員をいう。）
- (2) 再雇用職員（国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則第2条，国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則第2条及び国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則第2条に定める職員をいう。）
- (3) 契約職員（国立大学法人富山大学契約職員就業規則第2条に定める職員をいう。）
- (4) パートタイム職員（国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第2条に定める職員をいう。）
- (5) 外国人研究員（国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則第2条に定める職員をいう。）
- (6) 診療助手，医員，大学院医員及び臨床研修医（国立大学法人富山大学診療助手，医員，大学院医員及び臨床研修医就業規則第2条に定める職員をいう。）

(遺族の範囲及び順序)

第6条 遺族の範囲及び順序は，労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条の規定による。

(障害特別援護補償)

第7条 障害特別援護補償は，職員が業務又は通勤に起因して負傷又は疾病のため身体に障害を有することとなり，労災保険法による障害補償給付又は障害給付を受ける権利を有する者に対して，一時金として支給する。

2 障害特別援護補償の障害等級は，労災保険法の規定を準用し，障害等級に応じて定める。

(遺族特別援護補償)

第8条 遺族特別援護補償は，職員が業務又は通勤に起因して死亡し，労災保険法による遺族補償給付又は遺族給付を受ける権利を有する者に対して，一時金として支給する。ただし，前条の規定により障害特別援護補償を給付した後，再発のため死亡した場合は，この条に定める遺族特別援護補償額から，給付を行なった障害補償額を控除した差額を支給する。

(その他の補償)

第9条 前二条に規定するもののほか，職員が業務又は通勤に起因して負傷し又は疾病にかかり，療養のため勤務できない場合において，給与を得ることができないときは，休業補償として，労災保険法に定める補償を受けるまでの期間につき，給付基礎日額の100分の80に相当する金額を支給する。

(解釈上の疑義の取扱い)

第10条 業務上外の認定等この規則に定める事項につき疑義を生じたときは，労基法及び

労災保険法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表

補償の種類と補償額

1 障害特別援護補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は労災保険法に従う。障害が2以上ある場合又は障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

障害の級	補償額	
	業務上災害	通勤災害
	万円	万円
後遺障害1級	1,540	975
後遺障害2級	1,500	940
後遺障害3級	1,460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30

2 遺族特別援護補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害特別援護補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族特別援護補償額から給付を行った障害特別援護補償額を控除した差額を支給する。

	補償額	
	業務上災害	通勤災害
死亡	1,860万円	1,200万円